

公立大学法人山梨県立大学教職員旅費規程

(平成22年4月1日制定 法人第3303号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第50条の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学の教職員で、法人の業務のために出張又は赴任する場合における旅費の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 教職員が業務のため一時その在勤公署（理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された教職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行することをいう。
- (3) 遺族 教職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに教職員の死亡当時教職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (4) 家族 教職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員と生計を一にするものをいう。

(旅費の支給)

第3条 教職員が出張し、又は赴任した場合には、当該教職員に対し、旅費を支給する。

2 教職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 教職員が出張又は赴任のため旅行中に退職（解雇を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該教職員
- (2) 教職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該教職員の遺族

3 教職員が前項第1号の規定に該当する場合において、教職員が就業規則第25条第2項又は第45条第4号の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該場合における旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で理事長が定めるものを旅費として支給することができる。

- (1) 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合
- (2) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合
- (3) 第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる教職員 その家族の旅行について第17条、第18条第1項及び第20条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中次に掲げる事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が定める金額を旅費として支給することができる。

- (1) 天災

- (2) 交通事故その他の当該旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情
- (3) 前項第3号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該教職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

(旅行命令等)

第4条 出張及び赴任は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、出張命令簿に理事長が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、出張命令簿に当該事項を記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りではない。
- 5 前項ただし書の規定により出張命令簿に記載又は記録しなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。
- 6 第4項の規定にかかわらず、理事長が定める場合には、旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し、又はその変更をすることができる。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第19条で定める種目及び内容に基づき、経済的かつ合理的な通常の間路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の間路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた間路及び方法によって計算する。

第7条 移動中における年度の経過のため、第9条に規定する旅費の種目のうち鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、年度の経過の後に最初の目的地に到達するまでの分及びそれ以降の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払による旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払による旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出をする者（以下「支出担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその書類を提出しなかったため、その旅

費の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、理事長が別に定める。

(旅費の種目)

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、次条から第19条に定めるところによる。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他理事長が定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（特別の事情がある者として理事長が定める者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（特別の事情がある者として理事長が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他理事長が定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（特別の事情がある者として理事長が定める者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（特別の事情がある者として理事長が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他理事長が定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級（特別の事情がある者として理事長が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(4) 教職員が自家用自動車（あらかじめ旅行命令権者の承認を受けたものに限る。）を利用する移動に要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第4号に掲げる運賃の額は、路程1キロメートルにつき37円とし、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、第7条の規定により区分計算をする場合にはその区分された路程ごとに通算して計算する。

（宿泊費）

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の適用を受ける国家公務員に支給される国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第9条本文に規定する額と同一の額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情のある場合として理事長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は一夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この規程の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項の額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合における宿泊手当の額は、この規程の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれるときは、前2項の規定にかかわらず、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊するときは、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定した額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超える場合にあっては、当該額）とする方法

2 前項の算定に当たっては、この規程の規定により他の種目として受ける費用その他の法人の負担による支給が適当でない費用として理事長が定めるものを除くものとする。

3 教職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給を受ける金額を差し引くものとする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を教職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、教職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を教職員の居住地に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 理事長は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第19条 同一市町村内（東京都の特別区に存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における赴任のための旅行については、転居費及び家族移転費は支給しない。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費（退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。）とする。

- (1) 教職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 教職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった教職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 理事長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 教職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、教職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- (2) 教職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、教職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第4号に掲げる順序によ

り、同順位者がある場合は、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号(第4号を除く。)に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第14条、第15条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第23条 理事長は、旅行者が法人以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 理事長は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、理事長が定める旅費を支給することができる。

(有期雇用教職員の旅費)

第24条 公立大学法人山梨県立大学有期雇用教職員就業規則第2条に定める有期雇用教職員には、赴任した場合の旅費は、支給しない。

(教職員以外の者の旅費)

第25条 教職員以外の者が法人の業務のため旅行する場合に支給する旅費に関しては、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、理事長が別に定める。

(外国旅行等の取扱い)

第26条 この規程に定めるもののほか、外国旅行の場合の旅費の支給、労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合その他旅費の支給に関し必要な事項については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の適用を受ける国家公務員に支給される旅費の例による。

(実施規定)

第27条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の規定により理事長が定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間は、「山梨県職員旅費条例(昭和32年山梨県条例第56号)」、「山梨県職員旅費支給規則(昭和33年山梨県人事委員会規則第7号)」、その他山梨県の関係例規、通知等を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の公立大学法人山梨県立大学教職員旅費規程(以下この項から第4項までにおいて「新旅費規程」という。)の規定は、この規程の施行の日(以下この項から第4項までにおいて「施行日」という。)以後に新旅費規程第2条第1号に規定する旅行命

令権者が新旅費規程第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員旅費規程（第4項において「旧旅費規程」という。）第4条第1項に規定する命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新旅費規程第2条第1号に規定する旅行命令権者が新旅費規程第4条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新旅費規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新旅費規程第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、解雇、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新旅費規程第3条第4項及び第5項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧旅費規程第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

（委任）

- 5 前3項に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。